

「特定農薬の現状」

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室

1. 特定農薬の制度が設けられた経緯

農薬は農薬取締法により、以前は農作物等の病虫害防除の目的で使用される薬剤であり、製造・輸入したものを販売する場合は、農林水産大臣の登録を受けなければならないとされていた。しかし、平成14年に一部の業者が国内で登録のない農薬を輸入し、広域に販売された問題が起こり、当該業者は農薬取締法等違反の容疑で逮捕された。また、一部農家が無登録農薬と知りながらこれを使用していたことが判明し、消費者の国産農産物への信頼が損なわれ、農作物の出荷自粛等の事態も発生する事態に至った。

このため、農薬取締法の改正を平成14年12月に行い、農薬を製造し、もしくは加工し、又は輸入する場合には、登録を受けなければならないとするとともに農薬の使用者（農家等）に対しても、適切な使用を怠ることによる罰則を設けたところである。

しかしながら、原材料からみて明らかに安全上問題のないものにまで登録を科すことは、過剰規制であることから、明らかに安全が確認されるものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定したものは、特定農薬として農薬登録を受けなくても製造、加工、輸入又は販売、使用することを可能とする制度を設けることになった。

なお、農薬取締法では、「特定農薬」という名称で定められているが、有機農業を行う農業者

等から「特定農薬」という名称は、化学合成農薬を連想させるとして、農薬以外の名称を用いるよう強い要望があったことから、通称として「特定防除資材」を用いることとした。

特定農薬の指定の検討に当たって、農林水産省が平成14年11月から12月にかけて、都道府県を通じて、広く関連する資材の情報を求めたところ、全国から2900件の情報が寄せられた。

このうち、重複を整理した740種類については、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合において検討を行い、平成15年1月30日の農業資材審議会農薬分科会において報告がなされた。同分科会では、寄せられた情報のうち、雑草抑制シートやアイガモ、アヒル、ウシ、コイなどはもともと農薬ではないとして除外され、残ったもののうち、その指定の可否の検討が行われた結果、まずその時点において殺菌効果を持つことが明らかであった重曹と食酢、及び使用場所と同一の都道府県内で採取された天敵（以下「土着天敵」という。）について、特定農薬に指定することが適当であるとの結論が得られ、審議会としての答申とされたところである。

また、同分科会では、その他の検討対象の資材について、「農薬」とする以上は、客観的な薬効を確認すべきであると多くの委員から意見が

あり、その時点において、特定農薬かどうかの指定の判断ができないことから、結論が保留された。仮に効果のないものを特定農薬にした場合、これを購入した使用者が経済的損害を受けるなどの問題が生じるおそれがあるという認識のためである。この時点で結論が保留された資材が保留資材とされ、効果を謳って販売することはできないが、使用者自らがその効果を信じて使うことは可能とされた。

2. 特定農薬の指定に関する審議

特定農薬の指定に関する審議は、農林水産省の審議会である農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会と環境省の審議会である中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（平成17年3月31日までは農薬専門委員会）との両委員会の合同会合により行われており、これまで、10回審議が行われてきた。

これまでに、特定農薬の指定に関する審議を円滑に進めていくことを目的に、合同会合における意見を踏まえて、「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針」(評価指針)として、指定の手続きや指定に必要な資料の内容などを定めている。評価指針の制定以降、水産動植物被害防止に係る登録保留基準の改正等が行われるなど、特定農薬をめぐる情勢の変化に対応するため、評価指針の一部を改正することが合同会合で了承され、パブリックコメントの手続きが終了した後に、通知の改正を行う予定である。

なお、合同会合において特定農薬の指定について一定の結論が得られた資材については、平成15年5月に制定された食品安全基本法第24条第1項第2号に基づき食品安全委員会に対し食品健康影響評価を求めた後、農業資材審議会

農薬分科会の答申等の手続きを経て、特定農薬として指定されることになる。

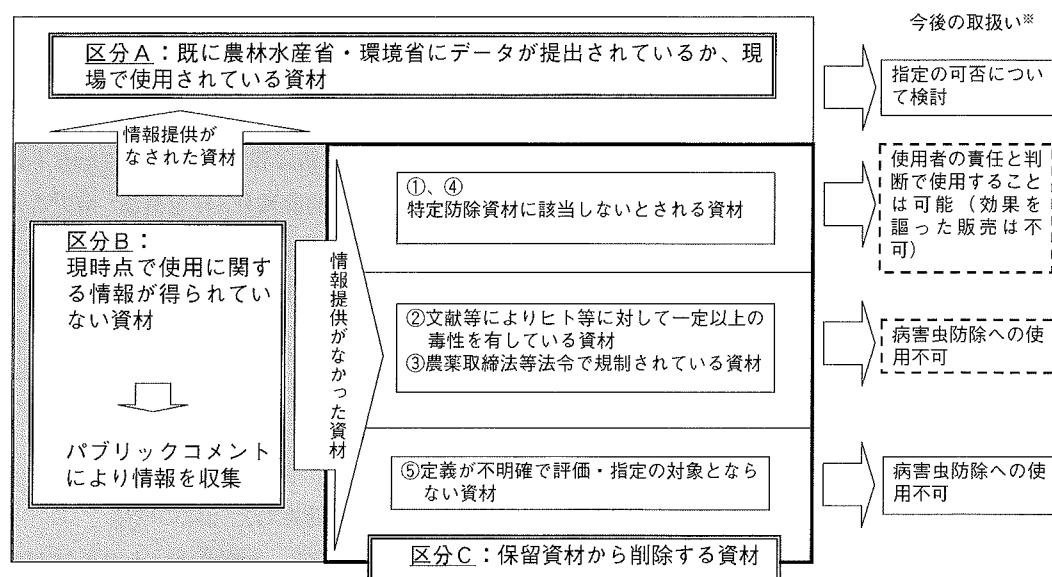
3. 特定農薬の指定が保留された資材(保留資材)

特定農薬の指定が保留された資材(保留資材)は、今後、農薬としての客観的な効果や安全性を証明するデータを集め、特定農薬の指定の可否を判断するためのデータが揃ったものについては、順次合同会合において検討を行っていくこととしている。

先に述べたとおり、特定農薬かどうか判断が保留されたものは、農薬効果を謳って販売することは従来どおり取り締まるが、資材の効果が不明であるが、使用者が自分の判断と責任で使うことはその限りではないこととされている。

ただし、データ収集の過程において、また、こうした資材の安全性等に問題があることが判明した場合には、その時点で、農薬登録がなされない限り、農薬としての使用を禁止することとし、その都度、通知を発出するなどにより情報提供を行っているところである。すでに、たばこ抽出物やナフタリンなどは、農薬としての使用を禁止されている。

しかしながら、多くの保留資材は、問い合わせも含め製造業者等からの情報提供は少なく、使用実態も不明確なため、評価を開始できない資材が多く存在する状況であった。保留資材の使用による問題は報告されていないものの、安全性を評価せずに、保留資材として使用可能とすることは、食品の安全確保の観点から不適切な状況であったこと、平成18年12月に「有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)」が成立し、有機農業の推進に関する動きが加速化することが想定されたこと等から、このまま保留資材を残しておくことは、現場の混乱



※ 取扱いが点線で囲まれている資材については、評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討。

図－1 保留資材の整理の考え方

を引き起こす可能性もあるとして、保留資材を再度整理することが合同会合において了承された。

これを受け、次のように保留資材について区分分けを行い、平成19年12月17日から平成20年1月18日までパブリックコメントを実施した。

区分A：既に農林水産省・環境省にデータが提出されているか、現場で使用されている資材。

区分B：パブリックコメントにより使用に関する情報による判断が必要な資材
(パブリックコメントの情報を元に区分A又はCに分類される。)

区分C：保留資材から削除する資材

このパブリックコメントによる意見等をもとにして保留資材を再整理し、その結果は平成20年9月2日開催の第9回合同会合で了承された。

区分整理を行った結果、平成21年1月現在35種については、保留資材として引き続き検討を行うこととし、今後、評価基準に従って安全性及び薬効について確認を行い、特定防除資材としての指定の可否について検討を行うこととなる。一方、保留資材から除外される資材(区分C)については、今後、通知において一定の周知期間を設けた後に、保留資材から除外することとされた。

なお、区分Cに分類された資材の具体的な取扱いは次の通りである。

(1) ①、④のような合同会合において特定防除資材に該当しないとされた資材は、特定防除資材に該当しないことから、使用者の責任と判断で使用することは何ら問題のない資材として取り扱う。ただし、防除に用いる資材として宣伝することは、農薬取締法に抵触するおそれがあるので、宣伝等は行わないよう指導する。

なお、これらの資材について、評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討を行う。

- (2) ②に分類された資材は、安全性に問題がある可能性があること、③については、農薬取締法等において規制されていることから、農作物等に対して使用しないよう指導を行うべき資材として取り扱う。

なお、これらの資材であっても、製造方法を明確にすること等により安全性に関する問題が解決できることが示され、かつ評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討を行う。

- (3) ⑤に分類された資材については、農作物等の病虫害防除に使用しないよう指導を行うべき資材として取り扱う。

4. 食品の取扱い

食品のうち、緑茶（抽出液）、焼酎、牛乳、コーヒー（抽出液）については、薬効・安全性試験結果に基づいた審議を行った結果、「実用的な薬効がなく、農薬に該当しない資材」として取り扱うことの了解が得られているものがあり、また、その審議の中で「食品をそのまま用いるものについては、原則として特定防除資材（特定農薬）の候補資材から除外してもよろしいのではないか。」との意見が出され、第7回合同会合において、「農薬でないものとする食品等の取り扱いについて」を示した経緯がある。

しかしながら、平成19年に実施した保留資材の再整理に関するパブリックコメントを実施したところ、今後、指定の可否を検討する資材（保留資材）と整理した資材の中にも食品に該当するものが多く存在する結果となった。

さらに一般的な食品は、身近に販売されてお

り、誰でも購入し防除目的で使うことが容易なものである。

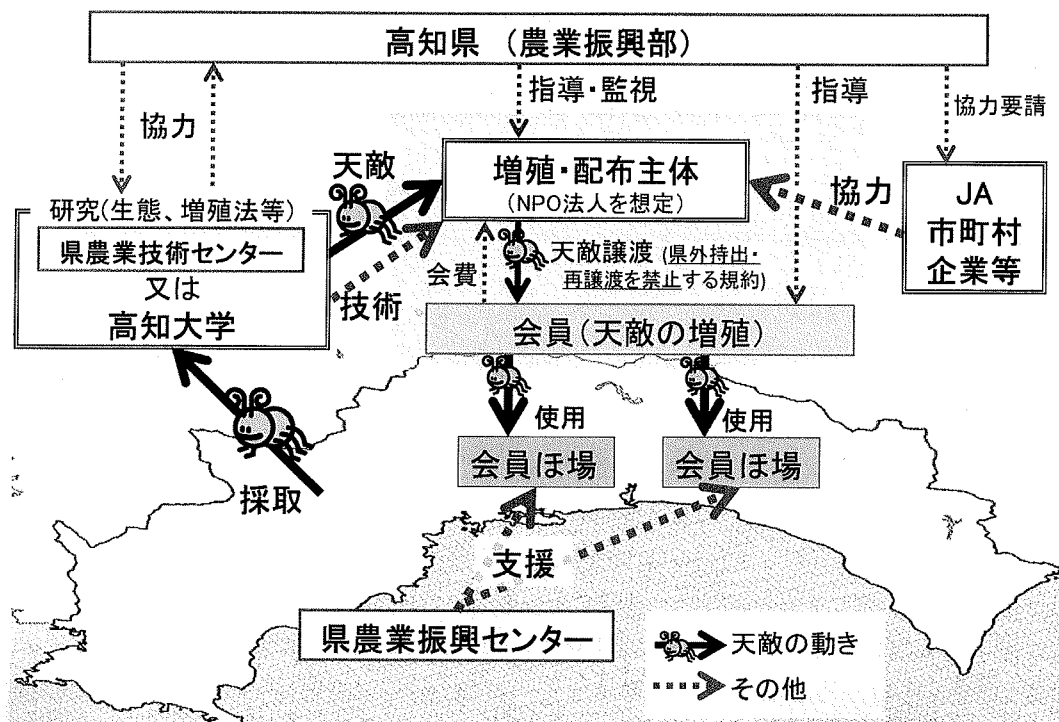
そのため、食品等のように安全性が明らかであり、生産現場で防除目的に使われているものについては「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」の見直しを行い、農家等における食品の防除利用に関する調査結果をもとに、使用実態が十分なものについては、特定防除資材の候補として検討を行うこととしたところである。

5. 特定農薬に指定された天敵の増殖

特定農薬は、重曹、食酢の他に土着天敵が指定されている。これまでは、土着天敵そのものは特定農薬であるが、他の都道府県への流出を避けるため、増殖した土着天敵は特定農薬には該当しないとして指導してきたところである。しかしながら、平成20年6月に行われた「特区、規制改革、公共サービス改革集中受付」において、特区として県内で採取され増殖されたものを同一県内で使用する場合、特定農薬として認めるよう要望が高知大学から提案された。このため、内容を検討した結果、「特区に限らず、増殖方法や配布・使用計画などを調査し、土着天敵が当該都道府県外等で配付・使用されないことが確認されれば、増殖した土着天敵の配布・使用を認める。」旨の回答をしたところである。

そのため、昨秋に高知大学へ現地調査を行い、土着天敵の増殖に関する取組の構想について確認したところ、図-2のとおり、①NPO法人などの団体を設立し、会員のみの配布を行うこと②高知県も取組に対して監視・指導を行うことで、他の都道府県等にて配布・使用されない措置が行われることを確認した。

その後、高知大学の他に全国的な実態を確認



図－２ 高知県・高知大学における土着天敵増殖・配布の構想（第１０回合同会合資料より）

した上で、土着天敵の増殖、利用を認めるにあたって、増殖させた天敵が当該都道府県外等に配布・使用されないことを確実に担保する要件を検討し、その旨を関係者に通知する方針の骨子について、平成20年11月21日開催された合同会合で説明し、了承されたところである。今後、特定農薬で指定された天敵の増殖に関する通知を発出する予定である。

6. 最後に

近年、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、病害虫による被害を抑えるための手段を総合的に講じ、人の健康へのリスクと環境への負荷を軽減するための概念として、総合的病害

虫管理（Integrated Pest Management：IPM）が国際的に提唱され、土着天敵の利用に関する取組みが行われるなど、特定農薬の制度が設けられた当時と比べ、特定農薬をめぐる情勢が変化している。そのため、食や環境に関する安全の確保を大前提に、情勢の変化に対して柔軟に取り組んでいく必要があると思われる。

また、これまでは、約700種以上情報提供があった保留資材の整理を中心に行ってきたが、昨年11月に開催された第10回合同会合において、新たに個別資材の審議を開始したところである。今後は、整理を行った保留資材について、加速的に審議が行われることになる。